

長野県議会と清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学との  
包括的連携に関する協定書

長野県議会（以下「甲」という。）と清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月24日

（目的）  
第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、地域課題の解決に取り組むとともに、魅力ある地域づくりの推進や人材の育成に資することを目的とする。

甲 長野県議会  
議長

乙 清泉女学院大学・清泉女学院短期大学  
学長

（連携事項）  
第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。  
(1) 甲の政策形成及び調査・研究に関する事項。  
(2) 乙の人材育成及び教育・研究の充実に関する事項。  
(3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事項。

清沢英男

山内宏太郎

（連絡調整）  
第3条 甲及び乙は、前条の連携事項を円滑に推進するため、必要な協議を行う。

（守秘義務）  
第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）  
第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了までに、甲又は乙から特段の申出がなされないときは、更に3年間更新されたものとし、その後も同様とする。

（疑義の処理）  
第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。